

# 四十二年逯鼎

馬 越 靖 史

【器名】 四十二年逯鼎（卅二年逯鼎）・四十二年逯鼎・四十二年逯鼎・四十二年逯鼎

—寶鷄眉縣楊家村單氏青銅器窖藏』（文物出版社、二〇〇八年）

【時代】 西周晚期（宣王）

【著録その二—發掘報告・圖録】

③ 陝西省考古研究所・寶鷄市考古工作队・聯合考古隊・眉縣文化館「陝西眉縣楊家村西周青銅器窖藏」（『考古與文物』二〇〇三年第三期）

【出土】

二〇〇三年一月一九日に陝西省眉縣馬家鎮楊家村の窖穴から出土した二七件の西周青銅器のうちの鼎で、ほぼ同銘のもの二種類。出土と發掘の顛末については、本誌第二號所收の拙稿「逯盤」ですでに記したので、それを参照されたい。

④ 陝西省考古研究所・寶鷄市考古工作队・楊家村聯合考古隊・眉縣文化館「陝西眉縣楊家村西周青銅器窖藏發掘簡報」（『文物』二〇〇三年第六期）

【著録その三—その他】

【所藏】 陝西省寶鷄青銅器博物館

⑤ 鍾柏生等合編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』（藝文印書館、二〇〇六年）、器號 745・746（五四三～五四四頁）

【著録その一—圖録・出土狀況】

① 陝西省文物局・中華世紀壇藝術館編『盛世吉金—陝西寶鷄眉縣青銅器窖藏』（北京出版社、二〇〇三年）

② 陝西省考古研究所・寶鷄市考古研究所・眉縣文化館編『吉金鑄華章

【本盤銘文の考釋（釋讀）】

⑦ 李零「讀楊家村出土虞述諸器」（『中國歷史文物』二〇〇三年第三期）

- ⑧李學勤「眉縣楊家村新出青銅器研究」〔《文物》二〇〇三年第六期〕
- ⑨裘錫圭「讀迷器銘文札記三則」〔《文物》二〇〇三年第六期〕
- ⑩劉懷君·辛怡華·劉棟「四十二年·四十三年逡鼎銘文試釋」〔《文物》二〇〇三年第六期、のち②に再收〕
- ⑪劉軍社·辛怡華「眉縣楊家村迷盤·逡鼎淺析」〔《寶鷄社會科學》二〇〇三年第二期〕
- ⑫周曉陸「《徠鼎》讀箋」〔《西北大學學報(哲社版)》二〇〇三年第四期〕
- ⑬孫亞冰「眉縣楊家村卅二·卅三年逡鼎考釋」〔《中國史研究》二〇〇三年第四期〕
- ⑭王輝「四十二年逡鼎銘文箋釋」〔《陝西歷史博物館館刊》第一〇輯、二〇〇三年〕
- ⑮連劭名「眉縣楊家村窖藏青銅器銘文考述」〔《中原文物》二〇〇四年第六期〕
- ⑯周鳳五「眉縣楊家村窖藏《四十二年逡鼎》銘文初探」〔《華學》第七輯、二〇〇四年〕
- ⑰張崇禮「迷器銘文補釋」〔復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站、二〇一一年〕  
[http://www.gwz.fudan.edu.cn/SrcShow.asp?Src\\_ID=1959#\\_edme#24](http://www.gwz.fudan.edu.cn/SrcShow.asp?Src_ID=1959#_edme#24)
- ⑱張潤棠「眉縣楊家村窖藏青銅器述評」〔《寶鷄文理學院學報(社會科學版)》二〇〇三年第五期〕
- ⑲黃盛璋「眉縣楊家村迷家窖藏銅器解要」〔《中國歷史文物》二〇〇四年第三期〕
- ⑳田率「陝西眉縣青銅器窖藏與西周單迷家族」〔《中國歷史文物》二〇〇八年第四期〕
- ㉑張培瑜「迷鼎的王者與西周晚期曆法月相紀日」〔《中國歷史文物》二〇〇三年第三期〕
- ㉒張培瑜「迷鼎的月相紀日和西周年代」〔《文物》二〇〇三年第六期〕
- ㉓夏含夷「四十二年·四十三年兩件吳迷鼎的年代」〔《中國歷史文物》二〇〇三年第五期〕
- ㉔葉正渤「迷鼎銘文曆法解疑」〔《鹽城師範學院學報(人文社會科學版)》第三二卷第六期、二〇一二年〕
- ㉕田率「四十二年「迷」鼎與周伐獫狁問題」〔《中原文物》二〇一〇年第一期〕

## 【本盤銘文に関する論考】

⑱考古與文物編輯部「寶鷄眉縣楊家村窖藏單氏家族青銅器群座談紀要」

以下、本稿で引用する金文や青銅器の著録書および考釋書の略稱は次の通りである。

集成 中國社會科學院考古研究所『殷周金文集成』（修訂增補本、中華書局、二〇〇七年）

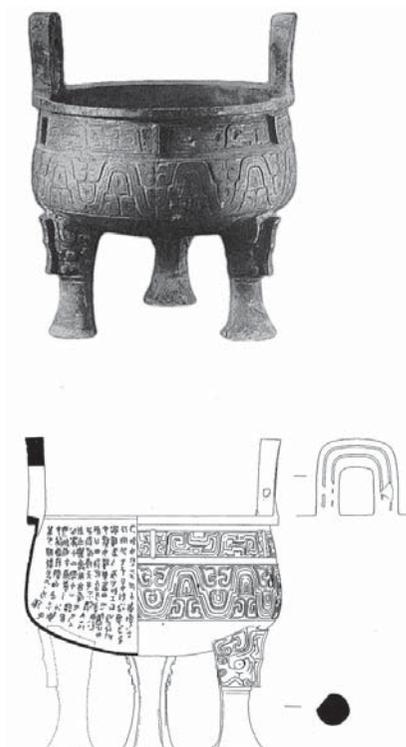
近出 劉雨・盧岩『近出殷周金文集錄』（中華書局、二〇〇二年）

近出二 劉雨・嚴志斌『近出殷周金文集錄二編』（中華書局、二〇一〇年）  
通釋 白川靜『金文通釋』（『白川靜著作集 別卷』、平凡社、二〇〇四年～〇五年）

【器制】

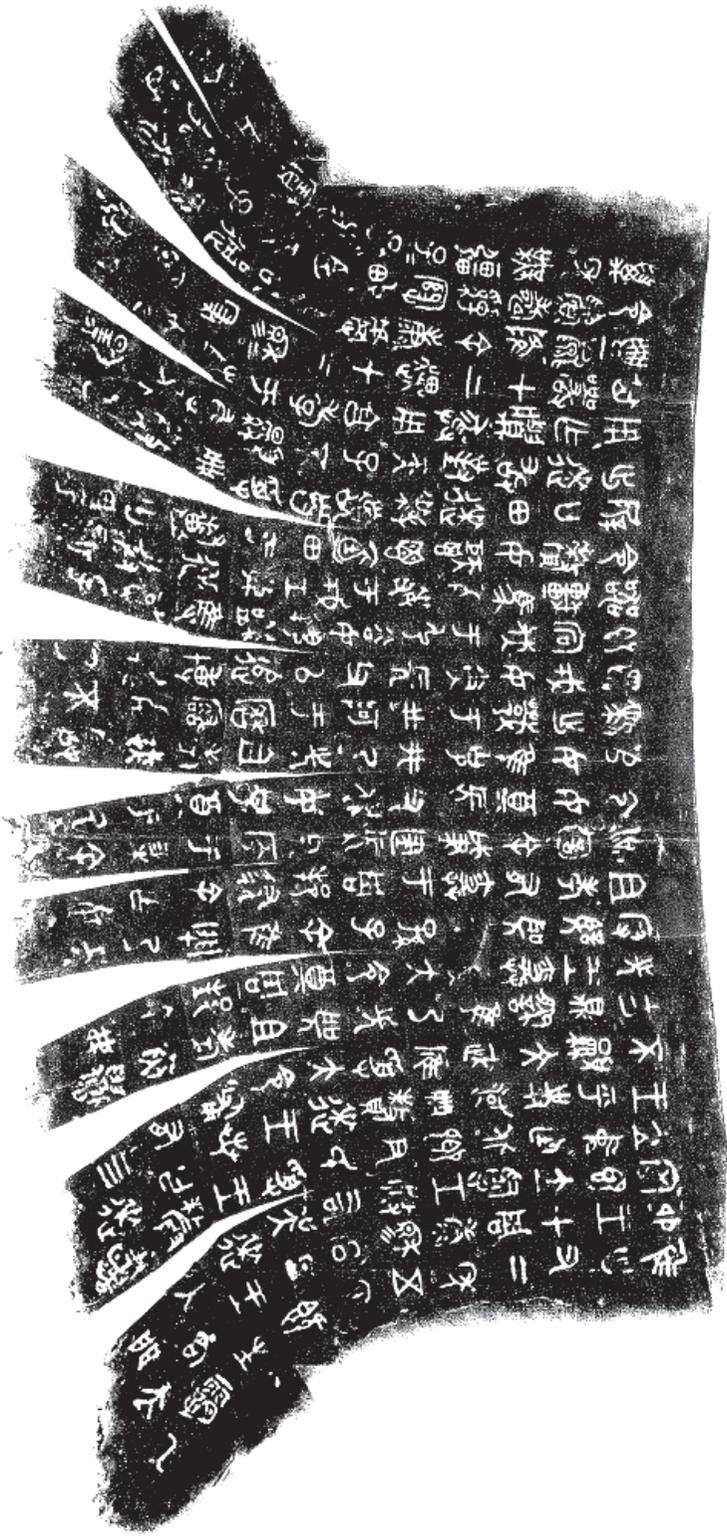
二件出土。⑥近出二によると、甲號鼎あるいは一號鼎（①では編號2003MYD:007〈ただし①は「一」號鼎」とす〉④⑤は2003MYJ:7）は通高58cm、口徑48cm、腹深24.4cm、重量44.5kg。乙號鼎あるいは二號鼎（①では編號2003MYD:001〈ただし①は「一」號鼎」とす〉③④⑤は2003MYJ:1）通高51cm、口徑47cm（①⑤は43.5cm）、腹深22.7cm、重量35.5kg。以下④に従って、乙（二）號鼎の器制を記す。口部はすぼみ、厚くて広い口沿が外に向かって斜めに折れ、四角形の立耳はかすかに外へよけて去っている。下腹は外に向かって傾き垂れており、底は圓くて廣い。蹄狀の足が三本あり、足の内側は扁平である。立耳の外側には凹弦紋が二本あり、口沿の下には竊曲紋を一周飾り、その間には扉稜（出っ張った部分）が六つあり、紋飾を六グループに分かっている。腹部には環帶紋を一周飾り、足の上半部には扉稜一つとその兩側の紋飾とで構成される獸面紋がある。

圖一 甲（一）號器器影（⑥近出二328より引用）

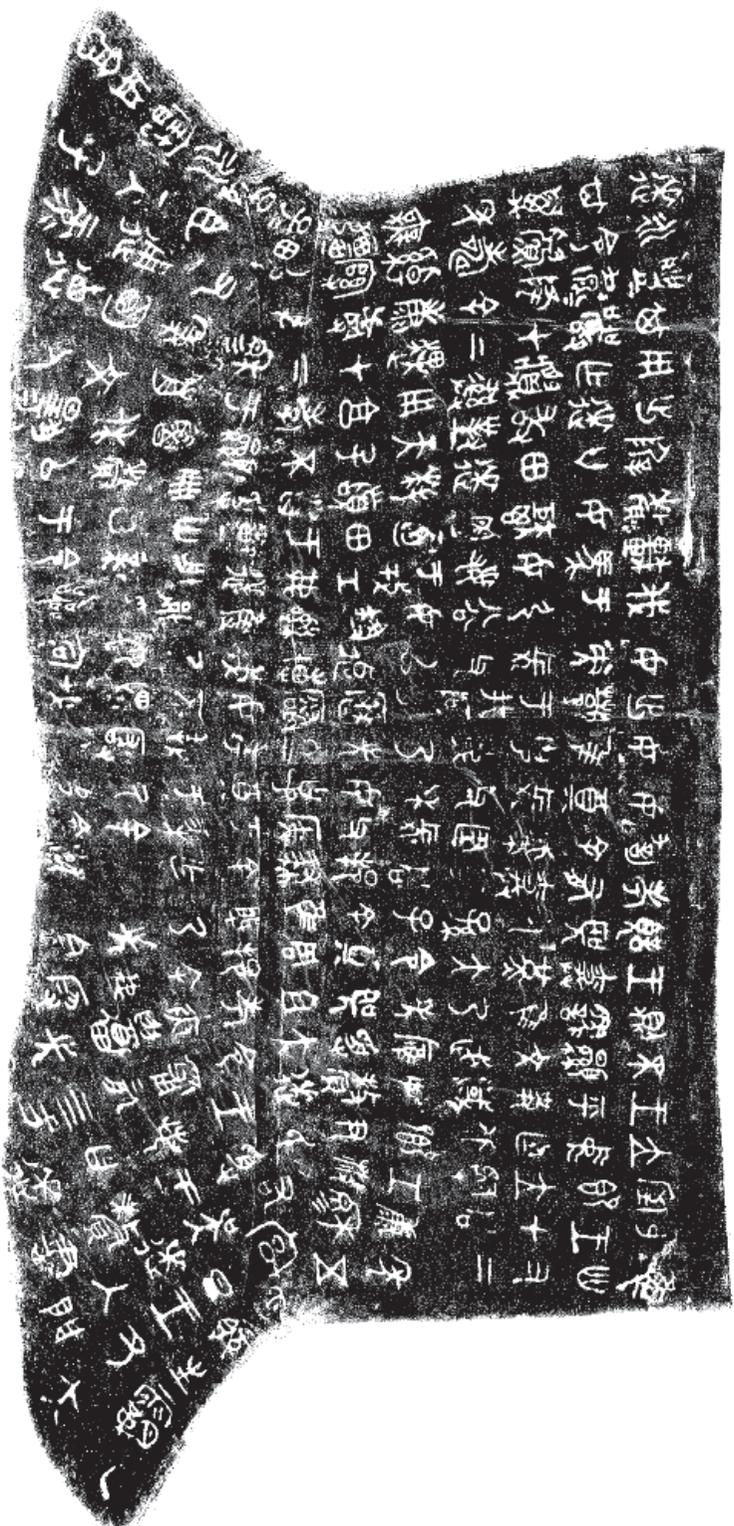


圖二 乙（二）號器器影（⑥近出二329より引用）





圖三 甲 (一) 號器銘文拓影 (©近出二:328 より引用)



圖四 乙(二) 號器銘文拓影 (近出二:329より引用)

【銘文】

二件いずれも有銘。いずれも腹内の壁に鑄出されている。甲（一）號鼎銘は二五行、毎行一から一三字、計二八〇字。うち合文四字。乙（二）號鼎銘は二五行、毎行一〇から一三字、計二七八字。うち合文三字。ほぼ同銘であるが、一字のみ文字の異なるがある。また乙（二）號鼎には一字および重文符號一つが記されていない（あるいは鏽で覆われて看取できない）箇所があり、そのため甲（一）號鼎銘より合計文字数が二字少なくなっている。これらについては【考釋】の項で觸れる。

【銘文隸定】（改行は乙（二）號器銘による）

佳（唯）卅又二年五月既生霸乙卯  
卯王才（在）周康穆宮且王夕（格）大  
室卽立（位）鬲（司）工殳（散）右（佑）吳（虞）逡入門  
立中廷北嚮（嚮）尹氏受（授）王賚（賚）書  
王乎（呼）史減册賚（賚）逡王若曰逡  
不（丕）顯文武雁（膺）受大令（命）匍有三（四）方  
勗（則）繇佳（唯）乃先聖且（祖）考夾饗（詔）先  
王彛（勳）董（勤）大令（命）奠周邦余弗段（遐）  
寤（望〈忘〉）聖人孫子余佳（唯）聞乃先且（祖）  
考有彛（勳）于周邦緝余乍（作）女（汝）  
匍（詢）余肇（肇）建長父仄（侯）于楊（楊）余令（命）

女（汝）奠長父休女（汝）克奠于畢（厥）白（師）  
女（汝）佳（唯）克井（型）乃先且（祖）考 （關）厥（攬）執（統）  
出談（捷）于井阿于曆（曆）厥女（汝）不  戎  
女（汝） （來）長父目（以）追博（搏）伐乃即宕  
伐于弓谷女（汝）執（執）雙（獲）或（馘）孚（俘）器  
車馬女（汝）敏（敏）于戎工（攻）弗逆朕（朕）新（親）令（命）  
賚（賚）女（汝）鬻（秬）鬻一由田于鄒（鄒）卅田于  
隰廿田逡捧（拜）頤（稽）首受册賚（賚）目（以）  
出逡敢對天子不（丕）顯魯休凱（揚）  
用乍（作）鬻彝用高（享）考（孝）于疇（前）文人  
其嚴才（在）上趨（翼）才（在）下穆（穆）秉明德  
豐（豐） = 巢 = 降余康虞（龜）屯（純）又（祐）通泉（祿）  
永令（命）費（眉）壽黻（綽）縮吮（峻）臣天子  
逡其萬年無疆（疆）子 = 孫永寶用高（享）

【考釋】（丸數字は前掲の文獻番號を、「」は筆者の補足を表す）

佳（唯）卅又二年五月既生霸乙卯

紀年は四十二年であり、かつ本鼎と同出の器には四十三年逡鼎がある。西周の王で四十三年以上の在位期間を有するのは、『史記』周本紀によれば穆王（五十五年）か宣王（四十六年）であるが、兩鼎と同出の逡盤には文王から厲王までの一一代の王統が記されているから、

『史記』周本紀の記すように在位年數四十六年かどうかは措くとして、ひとまず宣王期の紀年と考えられる。ただ、西周の王號を生稱と解するならば、厲王の紀年である可能性も生じる。『史記』周本紀によれば、厲王が在位三十七年で薨て出奔したあと、「共和」の時代が十四年續き、共和十四年に厲王が薨て死んだのち、宣王が即位したことになる。研究者のなかには、共和を厲王期の延長と捉え、本鼎の「四十二年」を厲王の紀年と解する向きもある。

曆法面からは、⑤張培瑜、朱鳳翰（⑩馬承源等）、張長壽（⑨馬承源等）、③黃盛璋のように、本銘の紀年紀日ならびに四十二年鼎の「唯卅又三年六月既生霸丁亥」という紀年紀日が現代において計算され復元された曆表とは完全には一致しないにせよ、宣王のそれと考える者がいる。一方で、例えば陳佩芬（⑨馬承源等）のように、兩鼎の紀年紀日と復元曆表と對照すると、宣王期では兩方とも一致しないが厲王期では一つ一致することから、本鼎を厲王期に置こうとする者もいる。これはつづく共和の十四年間に厲王期の延長と見ること、兩鼎に見える紀年紀日を得ようとするものである。⑧葉世渤も考え方としては同様のようである。⑩周鳳五も曆譜や他器に見える關連人名から、厲王の紀年紀日であること疑いなしとする。

⑭王輝は宣王期の紀年紀日とするが、共和については王占奎の説（『西周列王紀年擬測』、『考古學報』二〇〇三年第三期、また③陝西省考古研究所等）に従って、厲王の延長ではなく宣王の劈頭に置く。⑭王輝によれば、本鼎は張培瑜『中國先秦史曆表』（齊魯書社、一九八七年）では宣王二十八年（宣王四十二年―共和十四年）に相當

し、月相も合うという。

「共和」のことについて、『史記』周本紀には「召公・周公二相行政、號曰『共和』」【召公・周公の二相、政を行い、號して『共和』と曰ふ】とあり、召公と周公の二相がともに政事を行ったことになっているが、『古本竹書紀年』では「共伯和干王位【共伯和、王位を干す】」とあって、共伯和が王位に即いたことになっている。共伯和を金文の「伯蘇父」「師蘇父」に當てる説や、「伯蘇父」「師蘇父」など複数の王臣が交代して執政の任を務めたという説がある（白川靜『金文の世界』、東洋文庫、平凡社、第九章）。しかし、「共和」という時代があったかどうか、現在に至るまで金文では明らかにはしたい事項である。たとえあったとしても、果たしてその十四年間に獨立したものか、あるいは厲王の延長か宣王の劈頭に置くべきかどうかは判断できないというのが實狀である。

逯盤においては、逯が王に忠勤を勵み王から恩寵を得ることができているのは、文王・武王に仕えた單公以來の先祖考と先王とが代々同様のことを繰り返して積み重ねてきたことを憶って敘述したところがあると思われるから、あくまで亡き先祖考と亡き先王との關係がそこには反映されているのであり、従って、逯の皇考共叔が仕えた厲王は、西周の王號が生稱か諡號かという問題は措くとしても、逯がいま仕えている現王ではなく直近の先王であり、現王は宣王、紀年は宣王四十二年だとみなすべきであると筆者は考える。また、史牆盤において現王（共王）が王號で呼ばれる先王（文王から穆王）とは區別され「天子」と稱されていることも、そのことを裏付ける傍證となる。

王才(在) 周康穆宮、且、王夕(格) 大室、卽立(位)。嗣(司) 工輒(散) 右(佑) 吳(虞) 逡、入門立中廷北嚮(嚮)。尹氏受(授) 王贄(賚) 書。王乎(呼) 史滅册贄(賚) 逡。

一見、典型的な册命金文に見えるが、册命のことには一切言及せず、以下、逡の軍功とそれに對する王の賜與のことが中心に語られている。

「周康穆宮」について、⑩劉懷君・辛怡華・劉棟は次のように言う。すなわち、唐蘭は「康宮」は康王の廟であり、康宮で祭られる者は康王を始祖とし、彼を繼いだ昭王を昭、穆王を穆とし、穆王の廟が康穆宮で、共王をあらためて昭と、懿王を穆とし、孝王を昭と、夷王を穆とし、厲王を昭と、宣王を穆とすると説く(杜勇・沈長雲『金文斷代 方案探微』、人民出版社、二〇〇二年)が、われわれは宣王が「賞賜や册封典禮の前に」居住する宮室だとみなす、と。また⑩劉懷君・辛怡華・劉棟は、「册命の禮の前夜、周王が康宮あるいは康某宮」に留まり、臣下に對して行う賞賜あるいは册封の典禮は、一般的には夜明けになるのを待ってから廟中の太室に行つて舉行していたことを、西周青銅器銘文は明らかにしている」と言う。しかし、「康宮あるいは康某宮」などの宮は宮室ではなくやはり宮廟であろうし、宮廟内に大室があったと解すべきであろうから、この説には従いがたい。佐藤信弥は「康昭宮」「康穆宮」など「康」字の下に王號のついた宮を、康宮の敷地内に附設されたか、あるいは別の場所に造營されて康宮の統屬下に入った廟宮だとみなす(『西周期における祭祀儀禮の研究』、朋友書店、二〇一四年、一〇四頁)。

「吳(虞) 逡」と、逡は王から授かつた虞官をもって自身を稱している。逡が王から虞官・林官など王室財政に關わる諸官に任命されたことは、逡盤と四十三年逡鼎に見える。

「尹氏」はまた師發簋(集成4324・25、通釋189)や弭叔簋(集成4233・24)に、本鼎と同じく册命を司っている官名として見える。

「贄(賚) 書」の贄を、李學勤は「贄」と隸定し「釐」と讀んで「賞賜」の意とする。⑮連劭名はさらに、『詩』『大雅』江漢「釐爾圭瓚【爾に圭瓚を釐はん】」の毛傳に「釐、賜也」を擧げて證とし、字はまた「賚」に作るとして、『爾雅』釋詁の「賚」に「賜也」を引いている。⑦李零は「贄(」を除く形)」と隸定して「賚」と讀む。孫亞冰は「贄」と隸定し、文献では「賚」「釐」に作り、多友鼎の「贄女賜女」などを引いて賜與の義とする。

「贄」は字書には見えないが、諸家のように「釐」あるいは「賚」いづれにも讀んでよい。「釐」は『説文』十三下里部には「釐、家福也。从里聲」とあり、聲符である。『説文』六下貝部「賜也」とある「賚」に通じる。いづれにせよ、本鼎では賜與の義として用いられていることにまちがいはない。

なお、⑦李零は「尹氏受王贄書」を「王が逡に對して册賞する册書を、尹氏が逡に授與する」と解する。しかし、「尹氏が王に贄書(賜與式の次第を記した册書)を授け、王が史滅を呼んで「贄書」を渡し、逡に册贄(册書讀み上げによる賜與)させる」と讀むべきで、尹氏が贄書を逡に授與するのではなく、贄書はまず尹氏が王に授け、王から呼ばれた史滅に手渡して逡への册贄が行われたのであろう。

「史滅」の名はまた袁盤（集成10172、通釋177）に見える。以下、その冒頭のみを引いておく。

「佳（唯）廿又八年五月既望庚寅、王才（在）周康穆宮。且王各（格）大室即立（位）。宰頤右（佑）袁入門立中廷北嚮（嚮）。史<sup>𠄎</sup>受（授）王命書、王乎（呼）史滅册易（賜）。」【唯れ廿又八年五月既望庚寅、王、周康穆宮に在り。且に王、大室に格りて位に即く。宰頤、袁を佑けて門に入りて中廷に立ち北嚮す。史<sup>𠄎</sup>、王に命書を授く。王、史滅を呼びて册（賜）せしむ。】

この引用部分より下は、服飾・車馬具・武器といった賜與品が並び、それらを袁に「册易（賜）」する内容で、ここでも史滅は册賜のことを司っており、本鼎の「史滅」と同一人物と見てよい。内容も本鼎と類似し、また賜與式の地點も同じ「周康穆宮」である。

金文で通常「たまう」意を表すのに用いられる「易（賜）」字ではなく、「贄（賚）」字が使われているのは區別があり、臣下が戦争において軍功を挙げ、王に戦利品を献上したことを受けて、王が臣下に賜與を行う際に「贄」字が用いられるという意見がある（佐藤信弥前掲書、四六〜四七頁）。

王若曰、逯、不（丕）顯文武、雁（膺）受大令（命）、匍有三（四）方、劓（則）繇佳（唯）乃先聖且（祖）考、夾饗（詔）先王、彝（勳）董（勤）大令（命）、奠周邦。余弗段（遐）貺（望〈忘〉）聖人孫子、余佳（唯）聞乃先且（祖）考有彝（勳）于周邦。

「段（遐）貺（望〈忘〉）」は、他の金文、例えば禹鼎（集成2833、通釋162）に「肆武公亦弗段（遐）望贖（朕）聖祖考幽大叔・懿叔【肆に武公も亦た朕が聖祖考幽大叔・懿叔を遐望せず】」とあり、白川靜は『詩』周南・汝墳に見える遐棄と同じ（同上）とする。その詩に「既見君子、不我遐棄【既に君子を見る、我を遐棄せず】」とあり、毛傳に「遐、遠也」と言う。「貺（望）」は「忘」の假借。本銘の「弗遐貺（望）」は「疎遠にしたり忘れ去ったりしない」と意に解せよう。

「聞」を、⑩劉懷君・辛怡華・劉棟は「閉」と隸定し、四十三年鼎に「餘唯經乃先且（祖）考、又爵于周邦」と句の意味が近く、「閉」を經過（へる）・遵循（したがう）・惦念（氣にかける）の意にとる。⑪連劭名も「閉」と隸定するが「必」と讀んで、四十三年鼎など他の金文の類似の用例から「經」の意とする。⑫孫亞冰は「閉」と釋し、郭沫若の説（『兩周金文辭大系』釋篇「毛公鼎」第一三六葉）に従って『説文』「上土火部」の「天（段注は美の誤りとする）」の假借で、『説文』「八下見部」に「察視也」と訓ずる「規」字に當てる。⑬李學勤は「聞」と隸定し「狎」と讀む。そして『爾雅』釋詁「下」に「狎、習也」とあるのに従い、本句を「逯の先代が周に功勞あったことを習知している（なれ知っている、つまり「よくよく知っている」くらいの意だろう）」という意に解する。⑭李零も「聞」と隸定し「狎」と讀むのではないかとする。意味は『爾雅』釋詁下の「狎、習也」に従う。⑮周鳳五も同様で、『禮記』檀弓下「狎則入哭」の鄭注に「狎、相習知者」とある訓に従って「熟知」という現代語譯を與えている。字は門と干支の甲（十字形）に従い、「聞」と隸定すべきである。

本銘の「余佳（唯）經乃先且（祖）考、又（有）舜（勳）于周邦」という句はまた、同出の逡盤や四十三年逡鼎にも見え、他の金文にも類似的の句があり、「闡」を「經」「經念」に作る（拙稿「逡盤」参照）。それゆえ、「經」「經念」すなわち「おもう」とも読めそうだが、如何せん字を異にするので、意は似てはいるだろうが區別があると見たほうがよい。⑧李學勤・⑦李零・⑩周鳳五の解釋に従って「よくよく知っている」という意に取っておく。

なお、豆閉簋（集成4276、通釋109）の作器者は從來「豆閉」と釋されてきた。該器には「閉」とされる字が四度現れ、「」「」と記されおり、四つ目がはっきり見えないのを除けば、他の三つは本鼎の字と一致している。先に挙げた「閉」と隸定する説はこの例に基づくと思われるが、本鼎の用例によって、従前の「豆閉」は「豆闡」と讀み換えるのがよいのではなからうかとも思う。

「有舜于周邦」について、本誌第二號所收の拙稿「逡盤」では觸れることができなかったことを、ここに附記する。二〇〇六年に世に公にされた柞伯鼎（近出232）では、同句を「又（有）共于周邦」と記しており（「共」は二本の縦線を両手で捧げる形）、朱鳳翰は「功」に通ずるとする（「柞伯鼎與周公南征」、『文物』二〇〇六年第五期）。これから考えると、「舜（勳）」は「共」の異體・繁體で、音は「収（升）」と見なしうる可能性も生じる。ただ、なお同じ意を表す異なる字とも考えうると思う。「勳」と讀んでも「共」と釋して「勞」と讀んでも、意味は變わらないから、いま「舜」については「勳」と釋し「勳功」「勳勞」の義としておく。

肆余乍（作）女（汝） 甸（詢）。

乙（二）號鼎では四字目の「女」字は記されておらず、空格となっている。

を、⑦李零は早期の「朝」字が多くは川あるいは水に从う（『金文編』、「中華書局、一九八五年」、四六〇～四六一頁）として「朝」と釋し、本句を「汝」逡が朝見するならば、いつも「余は」汝に政事を問う」という意に解する。「朝」字に川あるいは水に从うものがあるのは事實だが、字は「朝」には見えないし、よしんばそう釋しえても、本句を上のように解するのは難がある。義未詳として措いておく。

余肇（肇）建長父疾（侯）于枋（楊）。余令（命）女（汝）奠長父、休。女（汝）克奠于卒（厥）白（師）。

本段では、王命によって、長父と彼につき従う逡が獵狁に對する征伐遂行の前に行ったことを記している。

「長父」を、⑧李學勤は王の子弟とし、『史記』鄭世家に「宣王二十二年封諸弟友于鄭」を引いて、宣王期にはなおも分封のことがあったとする。⑭董珊は『新唐書』宰相世系表に「楊氏出于姬姓、周宣王子尚父封爲楊侯」とある尚父だろうとする。⑬孫亞冰・⑭田率も同じ。⑧李學勤の言うように王の子弟であった可能性はあり、あるいは宣王の子尚父なのかもしれないが、その典據が『新唐書』となると、あまりに時代に隔絶があり過ぎて何とも言いようがない。⑩周鳳五は本鼎

を厲王期とする立場もあつてのことであろうが、『呂氏春秋』當染に「周厲王染於虢公長父・榮夷終【周の厲王、虢公長父・榮夷終に染まる】」とある虢公長父に比定する。尚父にせよ虢公長父にせよ、本鼎の長父と同日できる確證があるとは言えないし、いたずらに金文の人名を文獻の人名に比定することは慎むべきと考えるので、ここでは文獻に見える特定の人名には當てず、單に人名とだけしておく。

「楊(楊)」字は「勿」と「木」が上下に配置される形だが、「柳」「杞」字がまた金文では「木」と「卯」、「木」と「己」が上下に配置されている形がある(『金文編』、中華書局、一九八五年、三九一頁)ことから、上下が逆になっており、「日」も字形にふくまれないが、「楊」字と解しておく。ここでは地名であることにまちがいはない。

『國語』鄭語に、宣王の諸弟である桓公が司徒であつたとき(幽王期)、成周の西にあつた姫姓八國「虞・虢・晉・隗・霍・楊・魏・芮」の一つとして、その名が見える。これは、『漢書』地理志上・河東郡の項にある楊縣の顔師古注にいう「楊侯國」であろう。『水經注』卷六にも「汾水又南過楊縣東…、應劭曰、故楊侯國【汾水又南のかた楊縣の東を過る…、應劭曰く、故の楊侯國と】】と云う。いまの山西省洪洞縣の東南に當たり、晉侯の居地である唐(山西省翼城縣)と近いところである。②董珊は本鼎の「楊」をこの楊國に比定し、長父が封じられたのが姫姓の楊國の始め(その前には姞姓の楊國があつた)と説く。③孫亞冰もその地は山西省洪洞縣東南の范村に位置すると説く。④周曉陸も『漢書』地理志上・河東郡の楊縣とみなす。

一方、⑤田率のように陝西周原に「楊」を置く者もいる。⑥田率に

よれば、その根據は次の通り。一、西周時代、扶風・眉縣・岐山一帯は民族混居して、戎狄氏羌各族の境界が入り交じり、周王朝としばしば軍事衝突していた。二、『國語』周語「上」に「(宣王)三十九年、戰于千畝、王師敗績于羌氏之戎【(宣王)三十九年、千畝に戰ふ、王師、羌氏之戎に敗績す】】と云う「千畝」は、いまの山西臨汾縣南の地ではなく、「爲戎所伐、戰于近郊【戎の伐つ所と爲り、近郊に戰ふ】】(『詩』折父の孔疏に引く孔晁の言)、『左傳』莊公十一年「京師敗曰王師敗績于某【京師の敗るるを、王師、某に敗績すと曰ふ】】とあるように、王都鎬京以西の周原一帯と考えられる。三、宣王期の獵狃の脅威は宗周から來た。四、西周王朝の世族であつた逯一族の青銅器の窖藏がその居邑の位置してゐたであろう眉縣からいくつか出土しており、逯が王命を奉じ長父を輔佐して出軍するということになれば、「楊」地が窖藏出土地から遠く離れてゐるはずはない。彭裕商(『周代獵狃及相關問題』、『歷史研究』二〇〇四年第三期)が推測するように陝西には楊字の付く地名が多く、本鼎の窖藏出土地も「楊家村」であり、ここが楊國の故地であつた可能性がある。

⑦周鳳五は多友鼎に郇邑(筆者注:『漢書』地理志上・右扶風の「栒邑」縣)から獵狃を追ひ「楊冢に至る」ことを記しており、兩地はさほど隔たつてはおらず、李仲超の説(『也釋多友鼎銘文』(『人文雜誌』一九八二年第二期、九五頁〜九九頁))に従つて、いまの陝西「省」隴縣西・甘肅「省」華亭「縣」南一帯に位置するとみなし、「楊」は鎬京の西北にあるとする。周氏は陝西に置くが周原よりも北部に位置すると考えてゐる。

「楊」を前漢代の河東郡楊縣（山西省洪洞縣東南）に比定する説は、一九九二年から九四年にかけて山西省曲沃縣天馬—曲村遺址で發掘された晉侯とその夫人の墓地に大きく影響を受けたものである。墓主の晉侯とは晉穆侯で、在位期間は西周の宣王十七年から四十三年だから、まさしく本鼎と同時期の諸侯である。夫人の墓（MG3）からは一九九三年に楊姑壺という青銅器が二件出土したが、その銘文に記された「楊姑」の「楊」を晉と同じ山西にある晉國の近鄰に比定するのである。もとは姑姓國であったが滅び、本鼎に見える長父の封建を姫姓の楊國初封と解する研究者が存在する（⑧李學勤）。

筆者は②田率や⑩周鳳五と同じく陝西に比定するのがおそらく妥当ではないかと考えるが、「楊」の地望問題については、のちの参考の項で他の獵狁征伐に關連する金文および『詩』の記事（いずれもいくつかの地名が記されている）を舉例しつつ述べることにする。

「奠長父」について、⑧李學勤は長父の封地の境界を定めたと解する。⑭王輝は「奠」を「尊」の譌字として「尊長父休」と斷句し、「長父（尚父）の休美を敬重ぶ」と解する。⑭王輝のように「奠」を「尊」の譌字と見ることは、本銘の上文に「奠周邦」とあって採りがたく、やはり「奠」字と解すべきで、「余、汝に命じて長父を奠めしむ」と讀むべきであるが、具體的にどのようなことを定めるのかは、銘文からはまったく判然としない。⑧李學勤のような解釋もできるだろうが、遜が王から命ぜられて長父の先導を務め、これから行われる獵狁征伐に當たって長父をその封地「楊」によく定居させた、という意味ではないか、と筆者は解したい。

「休」について、⑬孫亞冰は史頌鼎（集成 2787-88、通釋 138）・史頌簋（集成 4229-36、通釋 138）・師害簋の「休有成事」（筆者注：師害簋では「休厥成事」）、師衷簋（集成 4313、通釋 178）の「休既有功」、蔡侯紐鐘（210-18、通釋 212e）の「休有成慶」といった成語の省略形ではないかと言う。他に『詩』周頌・載見には「休有烈光」と言い、鄭箋は「休者、休然盛壯」と注している。『爾雅』釋詁下には「美也」と訓じており、「休」とは「さかんに」「うるわしく」、つまり「立派に」の意である。ここでは⑬孫亞冰が指摘するように上掲の成語の省略形と考え、「立派に事を成し遂げた」「立派に功績を挙げた」といった意に解しておく。兮甲盤（集成 10174、通釋 191）に王が獵狁征伐に赴いた際、「兮甲從王、折首執（執）噉（噉）、休亡敗（泯）【兮甲、王に從い、折首執訊あり、休にして泯（泯）ること亡し】」とあり、不嬰簋（集成 4238-29、通釋 193）に「戎大同從追女（汝）、女（汝）役、戎大羣戰、女（汝）休、弗以我車函（陷）于謹（艱）【戎、大いに同（あ）まり汝を從追せしに、汝、役（つ）めり。戎、大いに敦搏せしに、汝、休あり、我が車を以て艱に陥らしめず】」とあるのも、本鼎と類似あるいは同様の用例である。

「克奠于阜（厥）自（師）」について、⑦李零は、「自（師）」は「師氏」の「師」とは異なり、「西六自（師）」「殷八自（師）」の「自（師）」で、駐屯の意、遜が楊侯の居を駐屯地に定めたと解する。⑬孫亞冰も克鐘（集成 204-07、通釋 171）の「京自」「至于京自」、小臣單觶（集成 6512、通釋 9）の「成自」「在成自」や泉或卣（集成 5419-20、通釋 91b）の「古自」「戊于古自」を挙げ、本句を「その（楊の）軍隊の

駐屯地をよく定めた」と解する。⑭王輝は「奠」字と「尊」字は字形が近く混用されるとして、「その（逯の）師（君長）をよく尊敬した」と解する一方、「その（長父の）軍隊をよく安定した」と解釋しても通じうるようだとする。

「白」が駐屯地を意味する場合は、上に挙げられている例をふくめ、旅鼎（集成 2728、通釋 5）「在盪白」、罍尊（集成 6004、通釋 43）「在炎白」、小臣謏盞（集成 4238・2、通釋 63）「在牧白」など、「白」の上に地名が冠せられることがほとんどで（通釋卷七語彙索引一六三頁）あることを考えると、本鼎の「白」字は軍隊を意味すると考えるべきである。また地名を冠した「白」は、競卣（集成 5425、87）に「佳（唯）白犀父曰（以）成白（師）即東命戍南尸（夷）【唯れ、白犀父、成師を以て東に即き、命ぜられて南夷を成る】とあり、軍隊を指す用例も存在する。本鼎の「汝、克くその白（師）をさだめた」とは、逯が獫狁征伐に当たって自身の率いる軍隊の編制や装備をよく整えたということである。

女（汝）佳（唯）克井（型）乃先且（祖）考、厥（獫）執（狁）、出戡（捷）于井阿于曆（曆）厥。女（汝）不戎。女（汝）（夾）長父曰（以）追博（搏）伐、乃即宕伐于弓谷。

「女（汝）佳（唯）克井（型）乃先且（祖）考」の「井」字を、乙（二）號器では「弗」に作るが、例えば師侃鼎（集成 2830、通釋 10）に「用井（型）乃聖且（祖）考啓明、齡辟蒔（前）王、事余一人【乃の聖祖

考の隣明にして、齡より前王に辟へしに型り、余一人に事へよ」とあるのと同じ用例であるから、「井」字の誤りと見てよい。

「」は乙（二）號鼎の字で、甲（一）號鼎では「」と銘しているが、いずれも判讀しづらい。⑧李學勤は、上部は壞損しているが、下部の形からすると「關」ではないかとする。⑨裘錫圭も「關」と釋し、ここでは獫狁を「屏除（しりぞける、のぞく）」の意とみなす。⑩孫亞冰も「關」と釋するが、「ひらく」の意で獫狁の兵力を二箇所（井阿と曆嶺）に「分開る」と解する。⑪劉懷君等⑫陝西省考古研究所等の釋文では、「兵」と釋して「攻打」と訓ずる。⑬王輝は上部を「非」と見て「排」すなわち「排擊」の義と解するが、また「戒」と釋して「警戒防備」の意と解しても通ずるとする。⑭田率は「撲」と釋し、劉釗の説に従って「滅」の意とする（劉釗の説については本誌第二號所收の拙稿「逯盤」九五頁、また本誌本號所收の「古文字學研究文獻提要」を参照）。

⑨裘錫圭はだいたい次のように説く。

下半部は「」で、兩手の甲を向かい合わせた「形」に象っている。「」の上半部は殘壞してはつきりしないが、門旁の殘畫とすべきである。『説文』「十二上門部」の「關」字の下には「門に从いに从う」或體「」（あるいは古文という）を收め、西周銅器の「大」孟鼎〔集成 2837、通釋 67〕「才（在）武王、嗣文王乍（作）邦、辱、匍有三（四）方、峻正辱（厥）民【武王に在りては、文王の作したまえる邦を嗣ぎ、厥の民を峻正せり】」・泉伯「（のぞ）き、四方を匍有し、厥の民を峻正せり」・泉伯「（或）

簋〔集成4302、通釋92〕「象伯」𠄎「𠄎」、𠄎、自乃且（祖）考、又（有）𠄎（搢）于周邦、佑𠄎三（四）方、惠張天命（命）、汝（肇）不象（愾）𠄎【象伯】𠄎「𠄎」よ、𠄎、乃の祖考自り、周邦に搢つしむ有り、四を方佑𠄎し、天命を恵張す、汝、肇めて愾おたらず𠄎「𠄎」などの「𠄎」字の上半部はいずれもこの形に作る。もしこの字の上半部を「大」孟鼎・象伯「𠄎」簋などの「𠄎」字と仔細に對照してみるならば、本銘の字の上半部は確かに門旁の殘壞だと解る。それゆえ、この字は疑いなく「𠄎」と釋すべきである。「𠄎獵狃」の「𠄎」は、用法は「大」孟鼎の「𠄎厥應」の「𠄎」と同じで、屏除（しりぞける、のぞく）の意である。『荀子』解蔽に「是以𠄎耳目之欲而遠蚊虻之聲」とあり、楊倞の注に「𠄎、屏除也」と言う。「𠄎獵狃」の語から、逡が獵狃を伐ち、その脅威を除く爲に主導的に出撃したことが知られる。

甲（一）號鼎よりははつきりした乙（二）號鼎の字に基づいて言え、下半部は『説文』の或體にかなり一致するものの、大孟鼎・象伯或簋の場合、裘氏の言うような「兩手の甲を向かい合わせた形」では必ずしもなく、兩手を上方に向けて門扉を開いている形とも見ることが出来る。しかし、形自體は本鼎と近似しており、本鼎の「𠄎」字は「ひらく」義を持つ「𠄎」字と釋しうる可能性がある。ただ文意から考えると、「ひらく」では通じないので、裘氏が説くように、いま「屏除（しりぞける、のぞく）」の義と解しておく。

「出戡于井阿于曆（曆）厥」の「戡」は、王國維がつとに魏石經の『春秋』殘石「僖公三十二年」の古文「𠄎𠄎（戡）」を「鄭伯捷の」「捷」

とし（魏石經殘石考）、『王國維全集』第十一卷、浙江教育出版社、二〇〇九年、四九頁）、それに従う者が多く、艸に从うのも木に从うのも同じ意だとみなす。⑭王輝は逡鼎（集成2731、通釋176）にもこの字は見え、「王令（命）遣戡東夷【王、命じて遣はし東の反せる夷を戡す】」とある「戡」すなわち「捷」字を、『説文』十二上手部に「捷、獵也、軍獲得也」、『爾雅』釋詁「上」には「捷」「捷」「捷」と訓じていることから、「出捷」とは「軍隊を出して勝ちを得る」という意に解する。商艷濤（『金文』𠄎字補議）、『古漢語研究』二〇〇八年第二期）も「勝」、あるいは「獲」という意に解する。⑮田率は「捷」には到達の義で、『小爾雅』廣言の「捷、及也」、『漢書』揚雄傳上「鳳凰蓬階翔於于兮、豈賀鵝之能捷【鳳凰、蓬階に翔ける、豈に賀鵝の能く捷おたばんや】」の顔師古注に引く晉灼の「捷、及也」と解する説に従う。⑯周鳳五は字の左上部を「収」とみなして「略」に通じ、「略奪」の意に解している。しかし、この解釋は商艷濤（前掲論文）が指摘するように、本鼎の「出戡于井阿于曆厥」の主語を獵狃と誤解したものから来る部分もあり、従うことはできない。

⑭王輝と商艷濤の「勝つ」あるいは田率の「及ぶ」、いずれでも本鼎の文意は通ずるが、銘文は軍功を大仰に誇って記すというのが大いにあり得ることから、いま「勝」と訓ずる解を採る。

「井阿」と「曆（曆）厥」は地名で、本段最後に見える「弓谷」をふくめて、諸家、先の長父が封建された「楊」地との關連で論説しているから、これらも参考の項にて後述する。

なお、本句「出戡于井阿于曆（曆）厥」を「出戡于井、阿于（曆）

「厯」と断句し、「阿」を動詞とみなす説もある。しかし、杜伯靈(集成 4448-52、通釋 196)に「其用享孝于皇申(神)且(祖)考于好朋雙(友)【其れ用て皇申(神)且祖考于好朋友】享孝せん」と、都公平侯鼎(集成 1439-40、通釋 209)に「用追孝于卒(厥)皇且(祖)農公于卒(厥)皇考辟□公【用て厥の皇祖農公于卒(厥)皇且(祖)孝せん】とあり、いずれも「および」の意ととることができ、本鼎の場合も「井阿于び厯」<sup>およ</sup>と読んでよい。

「女(汝)不<sup>𠄎</sup>戎」の「<sup>𠄎</sup>戎」字を、⑧李學勤は「良」と隸定し、『易』説卦の「止也」という訓を引く。あるいは「限」と読み、『説文』「十四下阜部」の「阻[難]」という訓を引く。⑩劉懷君・辛怡華・劉棟は「敦」と釋し、懈怠の意とする。「戎」は戦事とみなし、本句を「汝は戦事を怠らなかつた」という意味に解する。⑦李零は「良」と隸定し、「止」「限」と訓じ、『易』良など、戎人に攻撃を加えると解する。「不」を「丕」と讀む。つまり、本句を「汝おおいに戎の「攻撃」を制止した」といった意味に捉えるものだろう。⑫周曉陸は、上部と下部は清晰で「目と刀であり」、下部は刀と言が左右互置している可能性があると、「罰」と釋す。「不」は「丕」と讀む。これは「汝おおいに戎を罰する」という意に解するものである。⑭王輝は「良」ではないか、金文の「畏」字は「大」孟鼎「集成 2837」では「𠄎」に作り、毛公鼎「集成 2841」では「𠄎」に作り、字形が近い。⑯周鳳五も「畏」と釋す。これらは「汝、戎を畏れず」と解するものである。

原字は上部が目、下部は左が逆人形、右が小點二個に从う。「良」

は金文に見えないが、良に从う「限」の右旁は上部が目、下部は反人形すなわち匕に从う字(『金文編』、中華書局、一九八五年版、九三九頁)で、合致しない。「罰」は、上部は目ではなく岡に从うし、下部の左も本鼎では刀形には見えないから、「罰」とは釋しえない。「畏」は右旁の上部は由と人から成る字で、左旁は卜形であるから、⑭王輝のように「字形相近」とは言いがたい。諸家の説いずれも妥當とは思われず、強いて某字に比定することも避けるべきだと考えるので、字釋は待考、義未詳として措いておく。

「女(汝)不<sup>𠄎</sup>戎(夾)長父呂(以)追博伐」の「<sup>𠄎</sup>戎」を、⑩劉懷君・辛怡華・劉棟は字釋を行っていないが、句意から分析すると、輔佐の意のようだとする。⑦李零は、字は待考、「防ぎ庇う(護衛する)」という意ではないかとする。⑧李學勤は術聲に从い、蔽障の「蔽」と讀むのではないかとする。⑫周曉陸は「旁」字かもしれないとする。⑭王輝は何字かは解らないが、しかしその大意は上下の文脈から見ると、協助・輔佐の類であるはずだと考えている。⑯王輝はまた、「史」牆盤「集成 1015」の「上帝司夔尤保」の「尤」は原字では「𠄎」に作り、徐中舒が「𠄎」は篆書の「𠄎」、すなわち今の「𠄎」字で「匡」と同じく「輔」の意だとする説(『西周牆盤銘文箋釋』、『考古學報』一九七八年第二期)を引き、その説に従って「𠄎」は「𠄎」の譌誤で「匡」と読み「輔助」の意ではないかとも解している。何琳儀・時兵は「豕」と釋しているらしい(⑰張崇禮引)。⑰張崇禮は次のように解する。すなわち、「人が辨冕を戴いた形に象り、克(辨)字だろう。『古文四聲韻』「卷第」四・「去聲・」二四の「辨」の異體「克」

字の籀文は𠄎（𠄎）に作り、これと近い。銘文の「辨」は「伴」と讀むべきで、兩者はともに竝紐元部だから通假できるようだ。『玉篇』「卷第三・人部第二十三」に「伴、侶也」とあり、『楚辭』九章・悲回風「伴張弛之信期【張弛の信期を伴ふ】」の王逸注に「伴、俱也」とある」と。これは「汝、長父をともなつて、あるいは、とともにくく」と解するものである。⑩周鳳五は文義および上文の「夾罍先王」の「夾」字を参照すれば、字形がやや譌變しているのを推知でき、「輔」の意であるとする。

諸家により字釋は異なるが、本字は甲（一）號鼎では「𠄎（𠄎）」と記し、本鼎銘の前文に見える「𠄎（𠄎）來」罍（詔）先王」の「夾」字と近似しており、⑩周鳳五が指摘するように「夾」字のやや譌變した形である可能性を想定してよいと思う。句意からしても「汝が長父をたすけて戎を追い搏伐した」と解することに問題はなく、「夾」字と見ておく。

女（汝）執（執）𠄎（訊）隻（獲）或（馘）、孚（俘）器車馬。  
女（汝）𠄎（敏）于戎工（攻）、弗逆朕（朕）新（親）令（命）。

「執（執）𠄎（訊）」については、白川靜が敬簋（三）の考釋において（通釋164）「執𠄎は執訊、捕囚をいう。執は手械を加えた象、𠄎は後手に繫縛した形を示す字で、訊鞠「訊問」のときにも繫縛を加える。訊の初文。執𠄎は師袁段【集成4313-14、通釋178】・不嬰段【集成4328-29、通釋193】・號季子白盤【集成10174、通釋192】・兮甲盤【集成10174、通釋191】など、戦役をいう器銘にみえ、詩の戦争詩に

も執訊獲醜の語が習見する」と言うように、捕囚・捕虜の意と解することに異論はないだろう。『詩』にも小雅・出車に「赫赫南仲：玁狁于襄；赫赫南仲、薄伐西戎；執訊獲醜【赫赫たる南仲：玁狁を手に襄く；赫赫たる南仲、西戎を薄伐す；執訊獲醜あり】」とあり、小雅・采芘にも「執訊獲醜」とある。なお、「獲醜」の「醜」は鄭箋に「醜衆」と言い、敵兵のことである。

「隻（獲）或（馘）」については、「馘」は、『説文』十二上耳部では「馘」の或體として載せられており、「馘、軍戰斷首也【馘、軍戰にて斷首するなり】」と訓じられている。『玉篇』首部第三十九では「截耳也」、「詩』大雅・皇矣「攸馘安安【馘する攸、安安】」の毛傳では「不服者則殺而獻其左耳曰馘【服はざれば則ち殺して其の左耳を獻ずるを馘と曰ふ】」、「禮記』王制「以訊馘告」の鄭注では「訊是生者、馘是死而截耳者【訊は是れ生者、馘は是れ死して耳を截たれし者】」という義に解せられており、斷首か截耳かいずれの意にとるかが問われる。金の文の用例を検出してみると、敬簋（集成4323、通釋164）に、敵が南淮夷征伐において「長檟（榜）載（識）首百・執（執）𠄎（訊）卅【長く榜かけ識した首百・訊四十】」を俘獲したことが記されているが、征伐より歸還し王に禽獲を告げるとき「馘百・𠄎（訊）卅」と言い換えていることから、「馘」は敵兵の耳を截斷するのではなく、斷首と解すべきではないかと考えられる。これはまた、或簋（集成4322、通釋補120）の「隻（獲）或（馘）百、執（執）𠄎（訊）二夫【馘百、執訊二夫を獲る】」という句と、麥生盥（集成4459-61、通釋19）「執（執）𠄎（訊）折首、孚（俘）戎器、孚（俘）金【執訊折首あり、戎

器を俘り、金を俘る」という句とを較べてみると、戦利品として「執訊」と並記される「獲敵」が「折首」とも呼ばれることを示すものであり、一方で「獲敵」が「折首」と並記される金文の用例がいまのところ見当たらないことから、「敵」を断首の義と捉うべき一證になる。

「孚（俘）器」は、この記述だけでは具體的にどんな器物を俘獲したのか判然としない。先に挙げた麥生盥（集成4459・61、通釋19）の「執（執）噬（訊）折首、孚（俘）戎器、孚（俘）金」という句を参照すると、「戎器」すなわち兵器と解しうる可能性がある。敵である戎の器物と解することもできようが、それではあまりに抽象的すぎると思われるから、いま兵器と解しておくことにする。

「女（汝）敏（敏）于戎工（攻）」はまた、叔夷罇（集成285、通釋215）に「戸（夷）、女（汝）敬共（恭）辟命…、女（汝）敏（敏）于戎攻【夷よ、汝、辟が命を敬恭し…、汝、戎攻に敏む】」とあり、不嬰簋（集成4328・29、通釋193）に「不嬰、女（汝）小子、女（汝）肇誨于戎工（攻）【不嬰よ、汝、小子なるも、汝、戎攻に肇誨す】」、『詩』大雅・江漢に「肇敏戎公」とも言う。江漢の毛傳は「事」と訓ずる。鄭箋は「功」と訓じているらしく、それらの訓でも通ずるが、さきの叔夷罇に「戎攻」とあることから、ここでは「攻撃」の意と解しておく。「敏（敏）」は江漢の毛傳のように「疾」と訓じ、それに従う向きもあるが、『禮記』中庸「人道敏政」の鄭注に「敏猶勉也」と訓じ、「つとめる」の意である。遂が戎（玁狁）に對する攻撃に努めたという意味である。虢季子白盤（集成10173、通釋192）には「不（丕）顯子白、冑（壯）武于戎工（攻）【不顯なる子白、戎攻に壯武たり】」とあり、

虢季子白が戎を攻撃するのに武勇を發揮したことが記されており、これらと類似の表現である。

「新（親）令（命）」の「新」を、⑭王輝や⑯周鳳五は「親」と讀むべきだとする。「新令」という語は管見の限りいまのところ見当たらないが、克鐘（集成204、通釋171）「王親令（命）克【王、親ら克に命ず】」、農卣（集成5424、通釋80①〈卷六、四七九頁〉）「王親（親）令（命）白（伯）姪（智）【王、親ら伯智に命ず】」とあり、令（命）に名詞と動詞とのちがいはあるとはいえ、「親」に通ずると見て、「新たな命」ではなく「親らの命」と釋しておく。

釐（賚）女（汝）鬻（柎）鬯一卣、田于勳（鄒）卅田、于隰廿田。

「鬻（柎）鬯」は、金文に常見する賜與品である。『書』文侯之命に「王曰、父羲和、其歸視爾師、寧爾邦、用賚柎鬯一卣【王曰く、父羲和よ、其れ歸りて爾の師を視、爾の邦を寧んず、用て柎鬯一卣を賚ふ】」と言ひ、孔傳に「黑黍曰柎、釀以鬯草【黑黍を柎と曰ふ、釀するに鬯草を以てす】」とある。また『詩』大雅・江漢に「王命召虎、來旬來宣。文武受命、召公維翰…、釐爾圭瓚、柎鬯一卣、告于文人【王、召虎に命じて、來りて旬り、來りて宣べしむ。文武、命を受けしとき、召公、維れ翰たり…、爾に圭瓚、柎鬯一卣を釐ふ、文人に告げよ】」と言ひ、毛傳に「釐、賜也、柎、黑黍也、鬯、香草也。築煮合而鬻之曰鬯。卣、器也。九命賜圭瓚・柎鬯。文人、文德之人也【釐は賜なり、柎は黑黍なり、鬯は香草なり。築き煮て合はせて之を鬻するを鬯と曰ふ。卣は

器なり。九命には圭瓚・秬鬯を賜ふ。文人は文徳の人なり」と、鄭箋に「…王賜召虎以鬯酒一罇、使之祭其宗廟、告其先祖諸有德美見記者【…王、召虎に賜ふに鬯酒一罇を以てし、之をして其の宗廟を祭り、其の先祖の諸る徳美の見記する有る者に告げしむ】とある。「秬鬯」とは要するに、黒黍と春いて煮た鬱金草を合わせて醸造した香酒。王から賜り、祖先祭祀に使用する。地に注ぎ、その香りで祖靈を降すのである。

「鄴(邲)」と「陴」は地名であろうが、⑫周曉陸のように土地の形状に關わる一般名詞とする者もいる。以下に三者の説を掲げる。

## ⑫周曉陸

「邲」は地名の可能性もあれば、畑地群の所在地の可能性もある。あるいは寔字で、『詩』幽風・狼跋「狼跋其胡、載寔其尾【狼、其の胡を跋まんとするも、載ち其の尾に寔く】」「の「寔」には「躡撲」「不平」の意がある。「寔」は夷と訓じ平と訓じる。とすれば、「邲」は平らかでない畑地を指しているだろう。例えば、散盤【通釋 139】にいわれる「濕田」すなわち低く窪んだ(低地)の畑地、「壯」↓牆「田」すなわち肥沃な畑地がある「のと同じである」。

## ⑬孫亞冰

「邲」「陴」は地名。王が田を賜る例はまた故籒【通釋 164】「賜于敘五十田、于早五十田」に見える〔地望には言及せず〕。

## ⑭王輝

「邲」は邑に从い寔聲で、寔と音通すべきはず。寔はいまの山西

霍縣東北にあり、楊(洪洞縣)と隣接する。それゆえ、寔と讀むことは可能性がないではないが、確定するべきではない。「陴」は夷と讀むべきである。盤銘の「寔王」は周の夷王である。周末春秋期、夷には數地あった。そのうちの一つは周の采地で、のち晉に屬した。『左傳』莊公十六年に「晉武公伐夷、執夷詭諸【晉の武公、夷を伐ち、夷の詭諸を執ふ】】と云う。この夷がいまのどこか分からないとはいへ、だいたい河南省北部にあったというところは疑いないようである。

大克鼎(集成 3836、通釋 167)には、克が王から「桼」「淠」「睢」「康」「夏」「溥原」「寒山」計七箇所の地にある「田」を賜っていることを記している。白川靜は克氏の本貫が「陝西」岐山で、以上の地はみな陝中にあると考えており、王から賜與された耕作地はやはり被賜與者の常居する地から遠くないところに位置するのではないか。従って本鼎の場合も、逡とその關連諸器が出土しその一族が常居していた陝西省眉縣と隔たっていない所にその地を求めべきと考えるが、具體的な地點を考定することはできず、未詳とせざるを得ない。

逡掇(拜)頤(稽)首受册賚(賚)、目(以)出。

「逡、拜稽首受册賚、以出」という句は、例えば⑭王輝が引用する頤壺(集成 9531、通釋 137)に「頤掇(拜)頤(稽)首受命册、佩目(以)出【頤、拜稽首し命册を受け、佩びて以て出づ】」などの册命金文に常見する表現とほぼ同じで、頤壺の場合は王から受けた「命册」

すなわち册命書（辭令書）を佩帶して退出することを言うが、本鼎に見える「册賚」は册書に記された賜與の品、あるいはその目録を指すものと考えられる。

逯敢對天子不（丕）顯魯休凱（揚）、用乍（作）甞彝、用高（享）考（孝）于壽（前）文人。其嚴才（在）上、趨（翼）才（在）下、穆＝（穆）秉明德、豐（黜）＝奠＝降余康慶（甞）・屯（純）又（祐）・通泉（祿）・永令（命）・費（眉）壽・緝（綽）縮、吮（峻）臣天子。逯其萬年無彊（疆）、子＝（子）孫永寶用高（享）。

本段に見える語彙については、すでにほぼ盤銘（本誌第二號）で述べたが、ここでは未述のものに説明を加えておく。

「甞彝」の「甞」は、本鼎の字では夕（肉）・又（右手）・鼎に从い、卅聲である。字形から考えると、鼎中の煮た肉を右手に取る意（發音は「ショウ」）を表しており、祭器中の供物を捧げて神々に祭祀を執り行うことを意味する字で、「將」字（すすめる、ささげる）に通ずる。「彝」は「常」、宗廟に常に安置しておく器を言う。

「穆＝（穆）秉明德」について、「穆」字下の重文符號を乙（二）號鼎では脱しており、銹に覆われたものと思われる。類似の用例に、甞叔旅鐘（集成23844、通釋155）「不（丕）顯皇考夷弔（叔）、穆＝（穆）秉元明德、御于卒（厥）辟【丕顯皇考惠弔（叔）、穆穆として元明德を乗り、厥の辟に御ふ】」、井人云編鐘（井編鐘、集成1199～12、通釋190）「云不敢弗帥用文且（祖）皇考、穆＝（穆）秉德【云、敢へ

て文祖皇考の穆穆として徳を乗りしに帥用せずんばあらず】、秦公簋（集成4345、通釋199）「余雖小子、穆＝（穆）帥秉明德【余、小子と雖も、穆穆として明德を帥秉す】」があり、「穆穆」は揚雄『太玄』四・禮「穆穆肅肅敬出心」という記述を参考にすれば「肅敬（つつしむ）」という義に解せられる。本鼎の當該句は、前文人が天上界と人間界を往來し、肅々と明德を乗る、つまり保持するという意味である。

### 【訓讀】

唯れ四十又二年五月既生霸乙卯、王、周康穆宮に在り。且に王、大室に格り位に即く。司工散、虞遜を佑けて門に入り、中廷に立ち、北嚮す。尹氏、王に賚書を授く。王、史滅を呼びて逯に册賚せしむ。

王、若く曰く、逯よ、丕顯なる文武、大命を膺受し、四方を匍有してより、則ち繇唯れ乃の先聖祖考、先王を夾詔し、大命に勳勤し、周邦を奠む。余、聖人の孫子を遐忘せず。余、唯れ乃の先祖考の周邦に勳有るに聞る。肆に余、作汝汝詢（以上四字、義未詳）。余、肇めて長父を建てて楊に侯たらしむ。余、汝に命じて長父を奠めしむるに、休あり。汝、克く厥の師を奠む。汝、唯れ克く乃の先祖考の獵狃を闢くるに型り、出でて井阿于び曆臙に捷つ。汝不汝戎（以上四字、義未詳）。汝、長父を夾け以て追ひて搏伐し、乃ち即ち弓谷に宕伐す。汝、執訊獲馘あり、器・車馬を俘る。汝、戎攻に敏め、朕が親命に逆かず。汝に秬鬯一卣、田を鄕に三十田、隣に二十田を賚ふ、と。

逯、拜し稽首し、册賚を受け以て出づ。逯、敢へて天子の丕顯なる魯休に對し揚し、用て甞彝を作り、用て前文人に享孝せん。其れ嚴と

して上に在り、翼として下に在り、穆々として明德を乗り、ほうほうはくはく 駉々なま天子として余に康こ・純祐・通祿・永命・眉壽・しやくわん 綽縮を降さん。峻く天子に臣たらん。遼、其れ萬年無疆ならんことを。子々孫、永く寶用して享せよ。

## 【現代語譯】

これ四十二年五月既生霸乙卯の日のこと、王は周康穆宮にいらっしやった。朝早くに王は大室にやっ来て來られて「ご自身の」席にお即きになった。司工散が虞遼を導いて門に入り、中廷に立って北に向き「南面する王と對した」。尹氏が王に賚書（賜與品を記した冊書）を授けた。王は史弼を呼んで冊書を読ませ、遼に賜與の事を傳えさせた。

王がこのように仰った。「遼よ、大いに輝かしき文王と武王は「天の」大命を受けて四方を廣く保有して以來、汝の先祖考は先王を輔弼し、「天の」大命にかなうよう勤め勵み、周邦を安定させた。余は聖人の子孫を遠ざけたり忘れたりしない。余は汝の先祖考が周邦に勳功あったことを熟知している。それゆえ余は、 詢（以上四字、義未詳）。

余は初めて長父を封建して楊に諸侯とさせることとした。余は汝に、長父を「楊地に」定居できるよう命じたが、「汝は」立派にやり遂げた。「また」汝は、「獫狁征伐に當たって」よく自身の軍隊を整えた。汝はよくその先祖考が獫狁を退散させたことに則り、出動して井阿および曆れき 廠で「獫狁に」勝利を収めた。汝不 戎（以上四字、義未詳）。汝は長父を輔弼して「獫狁を」追撃してのち、弓谷で廣範に討伐した。汝は俘虜や敵兵から斬り取った首を得、兵器や戦車に馬匹を「も」俘

獲した。汝は戎敵に對する攻撃に努め、わが親命に背くことがなかった。汝にきちよう 拒鬻（香りづけした黒黍酒）一亩分（亩は盛酒器でいわば酒壺）、三十の耕田を鄒「の地」に、二十「の耕田」を陴「の地」に賜る。」と。

「わたくし」遼は「王に」拜禮（おじぎ）し「さらに」額を地につけて敬禮し、冊書に記された賜與品（あるいは賜與品の目録）を受けて退出した。「わたくし」遼は敢えて天子の大いに輝かしく嘉き賜物に應えて「その恩寵を」稱揚し、「お供え物をご先祖に」すす 羞めるための彝器（常器）を作り、前文人にお祭りをしよう。「前文人は」威嚴かに天上帝に在り、恭敬みて人間界に在り、肅々と明德を保持し、「その神氣は」廣く満ちわたり、わたくしに安樂・大いなるご加護・限りなき幸・永き命・長壽・永年を降されよう。「わたくし遼は」永く天子に臣下としてお仕えしよう。「わたくし」遼は願わくば萬年盡き果てないように。子孫よ、「この鼎を」永久に寶器として用い祭れ。

## 【參考】

ここでは、本鼎や他器など関連史料に見える獫狁征伐の地名について、諸説を紹介しつつ述べる。まず、本鼎所見の地名とその比定を行った諸説を以下に掲げる。

## 「井阿」

⑫ 周曉陸は陝西關中西部とみなす。

⑬ 孫亞冰は「楊」を山西省洪洞縣附近の楊國とする立場から、「井」を同地付近とする。「阿」については、『爾雅』釋地に「大陵曰阿」

とあり、「井阿」は丘陵の名とみなしている。

⑭王輝

西周の「井」には數地がある。一つは畿内の井邑（散氏盤）。西周金文にはまた「奠（鄭）井叔」が多見し、この「井」と「鄭」（西鄭、いまの「陝西」鳳翔南部）とは遠く離れてはいない。また井侯簋や麥盃には井侯があり、邢丘、つまりいまの河南溫縣に初封された。丘と阿は意味が近いから、「井阿」は後者の地で、河南北部の可能性がある。「楊」（山西省洪洞縣）は山西南部で距離もそんなに遠くはない。

⑮董珊

「井」は陜・鉞と聲音が近く、「井阿」は東陜山（烏嶺山の古稱）で、いまの沁水と翼城の間にある。『水經注』汾水に「天井水出東陜山西南、北有長嶺、嶺上東西有通道、卽鉞陞也。『穆天子傳』曰、乙酉、天子西絶鉞陞、南至于鹽、是也。『天井水、東陜山の西南を出づ、北に長嶺有り、嶺上の東西に通道有り、卽ち鉞陞なり。』『穆天子傳』に曰く、乙酉、天子西のかた鉞陞を絶ち、南のかた鹽に至るとは、是れなり」と言う。附近にはまた陜庭の故城があり、『左傳』桓公二年および『史記』范雎蔡澤列傳に見え、『史記正義』には「按陜庭故城在絳州曲沃縣西北二十里汾水之陽【按ずるに、陜庭故城、絳州曲沃縣西北二十里汾水の陽に在り】」と言う。陜庭や鉞陞は「井」の名を被っている。

⑯田率

「井」はいまの陝西省寶鷄市鳳翔縣で、古代においては井族の活

動區域であった。劉節先生は、汧あるいは岍字はいずれも井に从い、井人の居住地いまの陝西の沔水流域にあった可能性があると指摘している（『古邢國考』、『禹貢半月刊』一九四七年第四卷第九期）。「阿」は下讀で動詞。「猗」と音が近く（いずれも影母歌部）通ずる。「猗」は「倚」に通じ、牽引・拉住（引つ張り止める）の義である。『說文』「十二上手部」に「倚、偏引也」、『詩』小雅・小辨「伐木倚矣、析薪地矣」の毛傳に「伐木者倚其顛」と言い、『國語』魯語「倚止晏萊焉」の賈逵「韋昭の誤り」注に「从後牽曰倚」。止、獲也。晏萊、齊大夫也」とある。（筆者注：最終的に「牽制」という現代語譯を與えている）。

「曆陘」

⑱周曉陸は『玉篇』谷部に「陘」字があり「呼檻切、谷名」と言い、『廣韻』檻韻に「陘、開險貌」と言うのを引く。地望については、渭水の秦嶺・北山二箇所の谷口がある場所とみなす。

⑲孫亞冰

「陘」字で、『集韻』に「虎檻切、竝音陘、深谷貌」「深谷貌、或作嵌」とある。「陘」はまた「陘」と隸定でき、「陘」の音は陘、「陘」の音は敢であるから、「陘」の音陘、「陘」の音敢とは音同じく字は通じ、深谷の意である。「曆」は深谷の名である。『集韻』に「曆」は「朗狄切、谷名」とあり、「曆」は「曆」字かもしれない。「井阿」「曆陘」はいずれも「楊」地と遠く離れてはおらず、いまの「山西省」洪洞縣附近である。

⑳周鳳五

「曆」は地名で、四十三年鼎の「歴人」の「歴」で、その地は郇（筆者注：周氏は本鼎上文の「冑（詢）」字を地名の郇邑（『漢書』地理志・右扶風）とみなしている）・楊から離れてはいないだろう。「厖」は『説文』「九下」山部に「山邊」と訓ずる「巖」とみなし、「曆厖」を曆（歴）地の山邊と解する。（筆者注：正確には、『説文』九下山部では「巖、厖也」と訓じ、九下厂部で「厖、山邊也」と訓じているので、巖を山邊と訓ずることができる、と言うべきである。）

## ⑳董珊

烏嶺山の南に歴山があり、いまの「山西省」垣曲・絳縣・翼城・沁水・陽城五縣の間にあり、鼎銘の「曆岩」はこの可能性がある。

## ㉑田率

數歴山ではないか。『爾雅』に「歴、數也」と言う。數歴山については、『水經注』卷十七に「渭水又東南、出石門、度小隴山、逕南由縣南、東與楚水合、世所謂長蛇水也。水出汧縣之數歴山、南流逕長蛇戍東、魏和平三年築、徙諸流民以退隴寇【渭水又東南、石門を出で、小隴山を度り、南（筆者注：南は衍字ではないか）を逕るに縣の南由りし、東のかた楚水と合す、世の所謂長蛇水なり。水、汧縣の數歴山を出で、南流して長蛇戍の東を逕る、魏の和平三年に築かれ、諸流民を徙し以て隴寇を退ぐ】」と言い、『山海經』西山經卷二には「又西一百七十里、曰數歴之山…、楚水出焉、而南流注于渭【又た西のかた一百七十里、數歴の山と曰

ふ…、楚水、焉に出でて南流し渭に注ぐ】」と言う。數歴山はいまの「陝西省」寶鶏市隴縣西南にあり、『水經注』の記述から見ると、古代より軍事的な要衝で、北魏までずっと重要な邊防戍地であった。「厖」は隤に从って聲を得ている。隤は谿谷の深き貌である。『集韻』叡（敢）韻に「谿谷貌」、『字彙』谷部に「隤、谷深貌」とある。

## 「弓谷」

⑬孫亞冰は「弓谷」を谷名とし、「井阿」「曆隤」附近（山西洪洞附近）に置く。

## ⑭王輝

「弓」は「窮」と通用する。『左傳』定公七年に「夏四月、單武公・劉桓公敗尹氏於窮谷【夏四月、單武公・劉桓公、尹氏を窮谷に敗る】」と言い、楊伯峻は「窮谷、周地。今洛陽市東」だとみなす。窮谷はまた奥深い山谷を指す。『左傳』昭公四年には「其藏冰也、深山窮谷、固陰沍寒、於是乎取之【其の氷を藏するや、深山窮谷、固陰沍寒、是に於てか之を取る】」と言う。本銘の「弓谷」が窮谷かどうかは分からない。

## ㉑董珊

『新唐書』僖宗紀の乾符五年「崔季康・李鈞及李克用、戰于洪谷【崔季康・李鈞及び李克用、洪谷に戦ふ】」に見える「洪谷」のことではないか。ここは山西省北部の重要な關所（關門、出入口）で、いまの岢嵐縣南三十七里のところに位置する。先周の季歴がここ附近の管涔山（すなわち燕京山）にいた燕京之戎を征伐したこ

とがある。上述して見たところのように、西周晩期の獫狁あるいは戎は常にいまの山西中南部各地にあった諸侯の封域に侵入したり、宗周と成周の安全を脅かしたりした。宣王が父を楊に封建したのは、防衛力を増強するためでもあれば、またここから戎狄の征伐に向かうためでもあったのである。

#### ⑳田率

「弓」は「共」と音通し、「弓」は「共」の假借であってよい。「共」は『詩』大雅・皇矣に見える、密須が侵犯した共國ではないかと思う。周代の共國はいまの甘肅「省」涇川縣北にあった。それゆえ、「弓谷」は古共國の領域内の山谷ではないか。

ほか、本鼎に見える地名に觸れた論考に、李建生・王金平「周伐獫狁與『長父侯于楊』相關問題」(『中原文物』二〇一二年第一期)がある。この論考では、長父が封建された楊國を山西省洪洞縣に求める立場からであろう、「井阿」の「井」は「陘」と音が近く通假してよく、『左傳』桓公二年に「晉」哀侯侵陘庭之田…「晉の」哀侯、陘庭の田を侵す…」、『史記』晉本紀に「晉」哀侯八年、晉侵陘庭(廷)、與曲沃武公謀…「晉の」哀侯八年、晉、陘庭(廷)を侵し、曲沃武公と謀る」と言い、『史記』范雎蔡澤列傳「昭王四十三年、秦攻韓汾陘」の正義に「按、陘庭故城「在」絳州曲沃縣西北二十里汾水之陽」とあることから、山西にある地であるとみなす。明言はしていないが、いまの侯馬市北方附近に比定しているのだろう。なお、「阿」については言及していない。「曆廠(曆岩と讀む)」「弓谷」は山地の地勢・地貌を描寫するのと關係があり、いまの山西省洪洞縣(楊國)周圍の

山地にその地を定めるべきであるとしている。

以上、本鼎の地名比定については、⑫周曉陸や⑳田率のように陝西説を唱える者、⑬孫亞冰や㉑董珊および李建生・王金平のように山西説を唱える者、⑭王輝のように河南説の可能性を示唆するという、三つの立場がある。

兩周期における獫狁征伐を総合的に論じた比較的最近の研究には彭裕商の「周伐獫狁及相關問題」(『歷史研究』二〇〇四年第三期)があり、以下に西周期だとみなしうる史料に見える地名とその比定を彭説に基づきつつ記す。ただし彭説は本鼎出土直前に書かれたため、本鼎に見える地については、出土直後に附された當該論文の「補記」で少し言及するにとどまっている。

一、多友鼎(集成572)：「京師」「筓」「邾」「龔」「世」「楊冢」。

「京師」は鎬京の西で公劉が遷った京師、すなわち幽『詩』大雅・公劉。「筆者注…おそらく現在の陝西省彬縣附近に比定するものだろう」。

「筓」原字は「筓」で目に从う」以下五つの地は「京師」附近である。銘文によれば、癸未の日に戎すなわち獫狁が「筓」を伐ち、多友「作者」が京師から西追し、翌日甲申の日には「邾」で戎を搏っているから、「筓」「邾」と「京師」とは一日の路程内にあるはずである。

「龔(共)」「世」「楊冢」は所在未詳。銘文に日にちを記していないが、これら三地も甲申の日に起こった征伐の事らしく、銘の後文にはただ「女(汝)靜(靖)京師」とあって、五つの地は均しく「京師」地區に屬しているだろうから、「京師」という地名によって統言した

のである。また、多友は西方に追撃しているから、諸地は「京師」の西に位置する。

二、號季子白盤（集成 10173、通釋 192）…「洛之陽」。

「洛」は古代より、河南の洛水（いわゆる「伊洛」の洛）と陝西の洛水（いわゆる「涇洛」の洛）とがある。甲骨文や『書』『詩』など先秦文献に見えるものは河南で、陝西の洛水は先秦文献では一般に「漆沮水」と呼ばれる。しかし、盤銘に見える「洛」は學者の多くが陝西の洛水とすべきだとみなしており、盤の出土地點がいまの寶鷄市附近であったこと「清の道光年間、寶鷄縣號川司で出土（吳式芬『攷古錄金文』卷三之第二四二葉）」を考慮すれば、陝西の洛水という見解にいましばらく従っておく。「陽」は河川の北。「洛之陽」とは洛水北岸一帯の地區を指す。

三、不嬰盤（集成 4328～29、通釋 4328-29）…「西兪」「罃」「高陶」。

「罃」と「高陶」の所在はわからない。「罃」を、王國維（『鬼方昆夷玁狁考』、『王國維全集』第八卷、浙江教育出版社、二〇〇九年）らが「洛」だとしたが、おそらくは違うだろう。「西兪」については、李學勤が凡稱の地區名で、「西隅」と讀むべきであり、つまり西方の意とする説（『秦國文物的新認識』、『新出青銅器研究』、文物出版社、一九九〇年、二七二頁）に従う。

四、兮甲盤（集成 10174、通釋 191）…「鬲廬」。

「鬲廬」を、王國維は春秋時代の「彭衙」で、『史記』秦本紀の「武公元年伐彭戲氏【武公元年、彭戲氏を伐つ】」とある「彭戲」は「彭衙」の誤りで、正義に「戎號也、蓋同州彭衙故城是也【戎の號なり、蓋し

同州彭衙の故城是れなり】」と言い、漢代では左馮翊に屬すとみなしている（『兮甲盤跋』、『王國維全集』第十四卷、浙江教育出版社、二〇〇九年、また『鬼方昆夷玁狁考』）。すなわち、陝西洛水の東北に比定するもので、洛水はここで東に折れており、「彭衙」はその北岸、すなわち號季子白盤に見える「洛之陽」に當たる。「いまの陝西省澄城縣西北。」

五、『詩』小雅・六月…「焦穫」「涇陽」「鎬」「方」「太原」。

「焦穫」を、彭説では『爾雅』釋地に「周有焦穫」と言うとするが、筆者が原文で再確認したところ、「焦護」の誤りである。もっとも、魯詩では「焦護」に作っている（王先謙『詩三家義集疏』）ので、兩者同じであることはわかる。その地望について彭は、釋地の郭注に「今扶風池陽縣瓠中是也」と言い、『水經注』沮水には「沮水東注鄭渠、渠首上承涇水于中山、西邸瓠口、所謂瓠中也、『爾雅』以爲周焦穫【沮水、東して鄭渠に注ぐ、渠の首上、涇水を中山に承け、西のかた瓠口に邸る、所謂瓠中なり、『爾雅』、以て周の焦穫と爲す】」と言う。『爾雅義疏』には「晉之扶風郡池陽縣、今爲西安府三原縣也」とあり、いまの陝西省三原縣の西、涇陽縣の西北、涇惠渠のほとりて涇水を承けるところであろう。

「涇陽」は、詩に「玁狁匪茹、整居焦穫、侵鎬及方、至于涇陽【玁狁、茹かに匪ず、焦穫に整居し、鎬及び方を侵し、涇陽に至る】」と言うことから、「焦穫（護）」附近にあるはずで、だいたいいまの陝西省涇陽縣附近だと推定する。

「鎬」は鎬京（宗周）。「方」は「鎬」と連言されているので、「鎬」

附近のはずである。

「太原」は、筆者が原文で再確認したところ、正しくは「大原」であるが、言うまでもなく兩字は通ずる。彭説では黃盛章が涇水に沿う谷地は古代以來、關中に通ずる道で、漢唐時期においてこの通道は西北人が關中を侵攻する重要な路線であると論ずる説（『周都豐鎬與金文中莽京』附録、『歴史地理論集』、人民出版社、一九八二年）に従って、獬豸の寇周も涇水の谷地に沿って進み、涇水の下流にある「焦穫（護）」「涇陽」に至ったとみなす。結局のところ彭は、「太原」を鎬京西北にある「廣大な高原」だとみなしており、「焦穫（護）」「涇陽」以西に廣がっている高原だと考えている。

六、『詩』小雅・出車：「方」「朔方」。

この詩に「往城于方【往きて方に城く】」「城彼朔方【彼の朔方に城く】」と言い、「方」と「朔方」は實のところ同じ地で、「朔方」は北方、鎬京の北に位置し、六月の「侵鎬及方」の「方」とは別地である。

②田率は、これらの地を次に掲げるように陝甘に求める。

一、多友鼎

「京師」は公劉が遷った京師、すなわち豳（『詩』大雅・公劉）。「筍」は句邑。「邾」は漢代の漆縣で、いまの彬縣。「龔（共）」は『詩』「共」で、古代の共國。いまの甘肅省涇川縣。「世」「楊冢」は考證不能。

田率は「京師」以下の五地の地名比定について、李學勤「論多友鼎的時代及意義」（『新出青銅器研究』、文物出版社、一九九〇年）の考證として引用しているが、次に記すように不足や違うところがある。李學勤は「筍」を句邑とするが、補足すると、王畿の句邑で、京師の

範圍附近にあるはずと述べる。「邾」は「漆水」で、「豳」と近いところ。

「龔（共）」は『詩』大雅・皇矣「密人不恭、敢拒大邦、侵阮徂共【密人、不恭にして、敢へて大邦を拒み、阮を侵し共に徂く】」の「共」で、朱右曾『詩地理徵』の「涇州今有共池、即共也。…共池在今涇州北五里」という説に従っており、李學勤は明記していないが、結論としては田率が言うようにいまの涇川縣である。なお、「京師」すなわち「豳」は、李學勤も田率も明言していないが、おそらく陝西省彬縣東北とみなすものだろう。

二、號季子白盤

「洛之陽」を、後述する兮甲盤の「囂廬（彭衙）」が洛水北岸に位置するという説に従っているから、明言はしていないものの、陝西の洛水北岸とするものであろう。

三、不嬰簋

「罍」は、王國維の説（『鬼方昆夷獬豸考』）に従って「洛」とする。「高陶」は、李學勤が天水に西あるいはさらに西とする説（『秦國文物的新認識』、『新出青銅器研究』、文物出版社、一九九〇年）に従う「筆者注・當該論文にそのような記述はない」。「西兪」については、觸れるところがない。

四、兮甲盤

「囂廬」を、先の彭裕商と同じく王國維の説に従って「彭衙」とする。『史記』秦本紀「穆公…戰于彭衙」の正義に引く括地志に「彭衙故城在同州白水縣東北六十里」と言い、いまの陝西省白水縣の境界あたりで、洛水の北岸である。

## 五、『詩』小雅・六月

「焦獲」を、『淮南子』墜形訓（筆者注：『爾雅』釋地の誤り）の郭璞注に「今扶風池陽縣瓠中」と、『史記』匈奴傳の正義に引く括地志に「焦獲亦名刳口、亦曰刳中、在雍州涇陽縣城北十數里」と言うことから、いまの陝西省涇陽縣西にあるとする。「涇陽」「鎬」「方」についてはどの地か言及していないが、この詩に見える獵狁征伐は涇河に沿って下り、周人の城邑を占據し、戦火の危機が「王畿の腹地」に及んだと言ふことからすれば、それぞれ陝西の涇陽、鎬京、葦（豊）京とみなすものであらう。「太（大）原」は、古本『竹書紀年』（正しくは『竹書』を引いたと思われる『後漢書』西羌傳）に穆王が犬戎（田率は犬戎を獵狁と同じとする）を征討したとき、「獲（取）其五王、遂遷戎于太原【其の五王を取へ、遂に戎を太原に遷す】」と言う「太原」で、顧炎武『日知錄』卷三の考釋に従って、ほばいまの甘肅省平涼縣・鎮原縣一帯にあるとみなす。

## 六、『詩』小雅・出車

「方」「朔方」については、「北部地區」と言うのみ。この詩に「往城于方」「城彼朔方」と言い、「方」と「朔方」は實のところ同じ地で、「朔方」は北方、鎬京の北に位置し、六月の「侵鎬及方」の「方」とは別地である。

李建生・王金平『周伐獫狁與『長父侯于楊』相關問題』（『中原文物』二〇一二年第一期）は、多友鼎に見える地名をすべて山西省内に比定しており、次にその大要を記す。

「京師」については、『詩』大雅・公劉「篤公劉、于胥斯原【篤きか

な公劉、于に斯の原を胥る】」「涉【陟の誤り】則在嶺、復降在原【陟りては則ち嶺に在り、復た降りては原に在り】」「篤公劉、…乃邁【觀の誤り】于京、京師之野、于時處處、于時廬旅、…篤公劉、于京斯依【篤きかな公劉、…乃ち京を觀る、京師之野に、于に時れ處處し、于に時れ廬旅し、…篤きかな公劉、于に斯の京に依る】】」と言ひ、「京」と「原」とが同じであることがわかる。この詩の「復降」は「新絳（晉新田）」を指しているはずである。「笱」は「荀」「郇」で、『水經注』汾水に「古水出臨汾西、又西南徑荀城、在絳州西五十里」と言ひ、いまの新絳縣の境界内。「獲（霍）」は、その原字形の右は邑旁に从い、左半の聲旁は禾に从い弋に从って意を會した古文字の「獲」の字形を省略したことからできたもので、「霍」と讀むべきである。『史記』管蔡世家「封叔處於霍」の索隱に「地理志、河東斄縣、霍太山在東北【地理志では「霍太山在東」に作る】。是霍叔之所封」と言ひ、いまの霍縣。「龔」は荀國附近。「世」は荀・楊の間。「冢」は山頂（『詩』小雅・十月「之交」「山冢峯崩」「の毛傳に「山頂曰冢」とある）で、楊國附近の山地。いま、新絳「京師」から洪洞「楊」までは一兩日の路程である。

李・王の地名比定は、「楊」を山西に置くことに引きずられすぎた妄説と言ふべきで、公劉の詩の「復降」を「新絳」と解するがごときは、牽強附會の最たるものである。「獲」と釋し「霍」と讀むという字説も、果たして妥當なものかどうか疑わしい。「獲」と釋された字は「邾」と隸定する者が多いようである。ただ、右旁は確かに邑であるが、左旁は「黍」ではなく「萃」ではなからうか。

先に挙げた「二、號季子白盤」の「洛之陽」は陝西の洛水北岸であろうし、とすれば、「三、不嬰簋」の「畧」を「洛」字と同じかどうかということは措くとして、「四、兮甲盤」の「畧」は洛水北岸にある「彭衙」に當てもよいのではなからうか。「五、『詩』小雅・六月」の「焦穫」「涇陽」など五地は、涇水流域やその近邊にあったと考えてよい。「一〇五」の史料に記された記事の時代は、概ね西周晩期（厲王・宣王・幽王）邊りまでとされており、このころ玁狁が周へ侵入する、あるいは侵攻に對して周が出撃するときは涇洛に沿うルートをとったのであって、陝西あるいは陝甘に求めるのがよいであろう。ただ、本鼎に見える「楊」などの地名を具體的に現在地に比定するのは難しい。少なくとも「楊」は逕をふくむ單一族が居住し一族の青銅器群が出土した陝西省眉縣楊家村から遙かに隔たったところではなかったと考える。「楊」は前線基地として封建のことが行われ、ここを據点とし「井阿」「曆厥」「弓谷」へ出撃・追撃し戦功を獲得したのである。このときの玁狁の侵攻ルートは涇水流域だったのではないかと思われ、あるいは「井阿」「曆厥」「弓谷」は涇水流域附近の地だったのかもしれない。

（立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員）

